

更新認定における要介護認定有効期間の延長について

令和3年4月1日より介護保険法施行規則が改正され、要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長が示されました。

更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者については、有効期間の上限を48ヶ月間とすること。

この運用は、令和3年4月1日以降に申請のあった更新認定申請が対象となります。

なお、直前の要介護度と同じ要介護度でない場合は、従来どおり、36ヶ月が有効期間の上限です。

要介護認定制度の見直し（有効期間）

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請	6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月(H24年度改正)
区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月(H23年度改正)
更新申請	前回要支援 → 今回要支援 (H16年度改正)	3ヶ月～12ヶ月→3ヶ月～24ヶ月(H27年度改正) ※1 →3ヶ月～36ヶ月(H30年度改正) →3ヶ月～48ヶ月(R3年度改正) ※2
	前回要介護 → 今回要介護 (H16年度改正)	3ヶ月～12ヶ月→3ヶ月～24ヶ月(H16年度改正) →3ヶ月～36ヶ月(H30年度改正) →3ヶ月～48ヶ月(R3年度改正) ※2
	前回要支援 → 今回要介護 前回要介護 → 今回要支援 (H27年度改正) ※	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月(H23年度改正) →3ヶ月～24ヶ月(H27年度改正) ※1 →3ヶ月～36ヶ月(H30年度改正)

※1 市町村全域で介護予防・日常生活支援総合事業を開始した場合に適用。
 ※2 直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合に適用。